

改正

平成17年6月29日条例第14号
平成21年3月11日条例第2号
平成24年6月22日条例第24号
平成25年2月28日条例第3号
平成25年12月19日条例第35号
平成27年9月30日条例第31号
平成28年3月29日条例第7号

江別市個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第12条の3）
- 第3章 個人情報の開示、訂正等の請求（第13条—第25条）
- 第4章 個人情報の取扱いの是正の申出等（第26条・第27条）
- 第4章の2 審査請求等（第27条の2—第27条の5）
- 第5章 事業者に対する措置（第28条—第32条）
- 第6章 個人情報保護審査会（第33条—第39条）
- 第7章 補則（第40条—第45条）
- 第8章 罰則（第46条—第51条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するとともに、公正な市政の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、特定個人情報以外の個人情報にあつては、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- （2） 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいう。
- （3） 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- （4） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。
- （5） 公文書 江別市情報公開条例（平成14年条例第7号）第2条第2号に規定する公文書をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するために必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（一時的な使用であつて、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を登録し、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 個人情報の経常的な利用の範囲又は提供先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠くことその他の事由により、本人から収集することができない場合であつて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を執行するために個人情報を収集する場合において、本人から当該個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができないと認められるとき、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。
- (7) 他の実施機関から個人情報取扱事務の目的の範囲内の提供又は次条第1項ただし書の規定による提供を受けて収集するとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が江別市個人情報保護審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が江別市個人情報保護審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。

- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 同一の実施機関内において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であって、個人情報を使用する実施機関が、事務の遂行に必要な限度で使用し、かつ、使用することについてやむを得ない理由があると認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が江別市個人情報保護審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
 - 3 実施機関は、第1項ただし書の規定により個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、特定個人情報について、番号法第9条の規定に基づかない自らの利用（以下この条において「目的外利用」という。）をしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報について、目的外利用をすることができる。ただし、特定個人情報を目的外利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(電子計算機の結合の制限)

第9条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他市長が定める処理を除く。）を行うに当たっては、実施機関以外のものとの間において通信回線による電子計算機の結合（以下「電子計算機結合」という。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 実施機関が江別市個人情報保護審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 第8条第2項の規定は、前項ただし書の規定により電子計算機結合をする場合について準用する。

(個人情報の適正管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うに当たっては、個人情報を適正に管理するため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新のものとする。
 - (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損等を防止すること。
 - (3) 保有する必要がなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。
- 2 実施機関の職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事務処理の委託)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部の処理を実施機関以外の者に委託することができる。

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を委託するときは、個人情報を保護するために必要な措置を講ずるとともに、委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 受託者（受託した業務の再委託を受けた者を含む。以下同じ。）が行う個人情報取扱事務に関するこの条例の規定は、市の区域外にある受託者に対しても効力を有する。

(受託者等の義務)

第12条 受託者は、受託した業務を行うときは、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損等の防止そ

の他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、受託した業務を再委託するときは、再委託に関する契約により、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 受託者において受託した業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は委託を受けた目的以外に使用してはならない。
(指定管理者の義務)

第12条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、同法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理に係る業務を行うときは、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員（法人でない指定管理者にあつては、その構成員）及びその職員並びにこれらの者であった者は、公の施設の管理に係る業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 第7条、第8条、第10条、第11条及び前条の規定は、指定管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「個人情報」とあるのは「個人情報（公の施設の管理に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

(個人番号利用事務等の適用除外)

第12条の3 個人番号利用事務（番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。）又は個人番号関係事務（番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。）の全部又は一部の委託に該当する場合においては、前3条（第11条第1項を除く。）の規定は、適用しない。

第3章 個人情報の開示、訂正等の請求

(開示の請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、その保有する自己に関する個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 次の各号に掲げる者は、実施機関に対し、当該各号の死者に関する情報の開示請求をすることができる。
 - (1) 死者の相続人及び親権者
 - (2) 死者の情報と密接な関係を有する者で、実施機関が江別市個人情報保護審査会の意見を聴いて開示請求をすることができるものと認めた者
- 3 次の各号に掲げる者は、実施機関に対し、本人に代わって当該本人の個人情報の開示請求をすることができる。ただし、本人（未成年者又は成年被後見人に限る。）が反対の意思を示したときは、この限りでない。
 - (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）
 - (2) 前号に掲げる者のほか、本人が請求することができないやむを得ない理由があると実施機関が認める場合の当該本人の委任による代理人

(開示請求の手續)

第14条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。ただし、実施機関が定める開示請求については、口頭その他の方法により行うことができる。

- (1) 氏名及び住所（法定代理人（特定個人情報にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人）が法人である場合にあつては、その名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）
 - (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は前条第2項及び第3項に規定する開示請求をすることができる者であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定及び通知)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求のあった日の翌日から起算して14日（当該開示請求が形式上の要件に適合しない場合において、当該開示請求に対し補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。）以内に当該開示請求に係る個人情報の開示をする旨又は開示をしない旨の決定をし、当該決定の内容を当該開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に速やかに書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を、その満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する理由及び延長後の決定期間を開示請求者に速やかに通知しなければならない。

3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過した後においても同項の決定を行わないときは、個人情報の開示をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

4 実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をしない旨の決定をした場合において、当該個人情報の全部又は一部について開示をすることができる期日が明らかであるときは、その期日を第1項の書面に付記するものとする。

5 実施機関は、前条第1項ただし書の規定により口頭その他の方法による開示請求があったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちに当該開示請求に係る個人情報の開示をするものとする。

（実施機関の開示義務）

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報が次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかを含む場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

（1） 法令等の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、開示することができない情報

（2） 個人の指導、診断、判定、評価等に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（3） 開示請求者（当該開示請求者が本人の委任による代理人のときは、当該本人をいう。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあるもの

（4） 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

（5） 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

（6） 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（7） 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事務に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（8） 第13条第3項第1号の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）が当該本人に代わって開示請求をした場合において、開示することにより、当該本人の利益に反すると認

められる情報

(個人情報の一部開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が含まれる場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。ただし、当該非開示情報に係る部分を区分して除くことにより開示請求の趣旨が損なわれることが明らかであるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報(第16条第1号に該当する情報を除く。)が含まれる場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(第三者の権利の保護)

第19条 実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該決定に係る個人情報に本人以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれる場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該情報に係る第三者に対して意見を述べる機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を示した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第20条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、江別市個人情報保護審査会に報告しなければならない。

(開示の実施)

第21条 個人情報の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定める方法により行う。

2 実施機関は、前項の規定により当該個人情報が記録された公文書の閲覧又は写しの交付をする場合において、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しによりこれを行なうことができる。

3 実施機関は、第15条第5項の規定により個人情報の開示をするときは、前2項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により行うものとする。

4 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(費用の負担)

第21条の2 この条例の規定に基づく請求及び申出に係る手数料は、徴収しない。

2 前条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正等の請求)

第22条 何人も、前条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に係る事実と誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。

2 何人も、自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第1項若しくは第8条の2の規定に違反して利用されているとき、第10条第1項第3号の規定に違反して保有されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供

の停止

3 第13条第2項及び第3項の規定は、前2項に規定する訂正、利用の停止若しくは消去又は提供の停止（以下「訂正等」という。）の請求について準用する。

（訂正等の請求手続）

第23条 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

（1）氏名及び住所（法定代理人（特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）が法人である場合にあっては、その名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）

（2）訂正等の請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

（3）訂正等の請求の内容

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項の規定は、訂正等の請求をしようとする者について準用する。

（訂正等の請求に対する決定及び通知）

第24条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、当該訂正等の請求のあった日の翌日から起算して30日（当該訂正等の請求が形式上の要件に適合しない場合において、当該訂正等の請求に対し補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。）以内に、必要な調査を行い、当該訂正等の請求に係る個人情報の訂正等をする旨又は訂正等しない旨の決定をし、当該決定の内容を当該訂正等の請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に速やかに書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正等をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該訂正等の請求に係る個人情報の訂正等をした上、その旨を訂正等請求者に書面により通知しなければならない。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。

第25条 削除

第4章 個人情報の取扱いの是正の申出等

（是正の申出）

第26条 何人も、実施機関が行う自己に関する個人情報の取扱いがこの条例の規定に違反していると認めるときは、実施機関に対し、その取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

2 是正の申出をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

（1）氏名及び住所（法定代理人（特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）が法人である場合にあっては、その名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）

（2）是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項

（3）是正の申出の内容

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該是正の申出に正当な理由があると認めるときは、必要な措置を講じなければならない。

4 実施機関は、是正の申出に係る処理の内容を、当該是正の申出をした者に書面により通知しなければならない。

5 第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

（是正の再申出）

第27条 前条第4項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る処理の内容に不服があるときは、実施機関に対し、是正の再申出をすることができる。

2 第13条第2項及び第3項、第14条第2項並びに前条第2項から第4項までの規定は、是正の再申出について準用する。

- 3 実施機関は、前項において準用する前条第3項の規定により是正の再申出に係る処理を行うときは、あらかじめ江別市個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

第4章の2 審査請求等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

- 第27条の2** 開示請求若しくは訂正等の請求に対する決定又は当該開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

(審査請求に対する諮問等)

- 第27条の3** 前条に規定する審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査庁は、次に掲げる場合を除き、速やかに、江別市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不合法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該個人情報の開示について、第三者から反対の意思が示されているときを除く。
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正等を行うこととするとき。
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに参加人意見書の写し（反論書及び参加人意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした審査庁（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 開示請求者又は訂正等請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について、開示に反対の意思を示した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(審査請求に対する裁決)

- 第27条の4** 諮問庁は、審査請求について裁決をする場合は、その諮問に対する江別市個人情報保護審査会の答申を尊重しなければならない。

- 2 諮問庁が、第三者に関する情報を含む個人情報の開示決定等に係る審査請求について、次の各号のいずれかに該当する裁決をした場合において、実施機関が当該裁決に基づき個人情報の開示をしようとするときは、当該裁決の日と開示の日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、直ちに当該第三者に対し、開示する旨及びその理由並びに開示する日を書面により通知しなければならない。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該開示決定等に係る情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を示している場合に限る。）

(交付の求めに係る手数料)

- 第27条の5** 前条の審査請求において、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定による交付を受ける者は、江別市行政不服審査条例（平成28年条例第6号）第8条第1項の規定にかかわらず、交付を受ける用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50円）を手数料として納付しなければならない。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

- 2 市長は、前項の交付を受ける者が、経済的困難その他特別の理由により、手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

- 3 前2項の規定は、審査請求人又は参加人が江別市個人情報保護審査会に対し、当該審査会に提出された意見書若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求める場合に準用する。

第5章 事業者に対する措置

(事業者に対する指導助言)

第28条 市長は、事業者が個人情報の保護のために適切な措置を講ずることができるよう、事業者に対し指導助言を行うものとする。

(説明又は資料提出の要請)

第29条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において説明又は資料の提出を求めることができる。

(是正の勧告)

第30条 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(事実の公表)

第31条 市長は、事業者が正当な理由なく第29条の規定による説明若しくは資料の提出の求めに応じなかったとき、又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、江別市個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ当該事業者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(出資法人の責務)

第32条 市が出資している法人で市長が定めるものは、この条例の規定に基づく市の施策に準じた個人情報を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第6章 個人情報保護審査会

(設置等)

第33条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、個人情報保護制度に係る重要事項を調査審議するため、江別市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、必要があると認めるときは、個人情報保護制度の運用又は個人情報保護制度に関連する事項に関し、実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審査会に臨時委員を置くことができる。

(秘密の保持)

第34条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第35条 審査会は、第27条の3第1項の規定により諮問を受けた事項を調査審議するため必要があると認めるときは、実施機関（審査請求のあった開示決定等に係る実施機関に限る。以下この条において同じ。）に対し、当該開示決定等に係る個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の閲覧又は写しの交付を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 第1項に規定するもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第36条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(提出資料の閲覧等)

第37条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあっては、電磁的記録に記録された事項を記載した書面の閲覧又は交付）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときそ

の他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧又は交付について、その日時及び場所を指定することができる。
(答申書の送付等)

第38条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第39条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 補則

(他の制度との調整)

第40条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る個人情報

(3) 図書館その他の市の施設において一般の利用に供することを目的として管理されている図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報

2 法令等(江別市情報公開条例を除く。)に個人情報の開示又は訂正に関する定めがある場合には、その定めるところによる。

3 特定個人情報については、他の法令等に個人情報の開示に関して規定されている場合であっても、この条例による開示を行うものとする。

4 第6条、第3章及び第4章の規定は、市の職員の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については、適用しない。

第41条 削除

(市長の調整)

第42条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、他の実施機関との間で、個人情報の保護に関し、報告を求め、又は助言をすることができる。

(他の地方公共団体又は国との協力)

第43条 市長は、この条例に基づく施策を実施するに当たり、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、他の地方公共団体又は国の機関に対して、協力を求めることができる。

2 市長は、個人情報の取扱いに係る個人の権利利益の保護を目的として他の地方公共団体又は国が行う施策に協力することを求められたときは、その求めに応じるよう努めるものとする。

(運用状況の公表)

第44条 市長は、毎年1回、この条例の規定に基づく個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第8章 罰則

第46条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託者において受託した業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者において公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第47条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第48条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第49条 第34条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す

る。

第50条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第46条又は第47条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても100万円以下の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第51条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年6月1日から施行する。
（江別市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止）
- 2 江別市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和61年条例第10号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に実施機関が行っている個人情報取扱事務については、第6条第1項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」とする。
- 4 この条例の施行前に旧条例第10条又は第11条の規定により行われた個人情報の開示の請求又は訂正若しくは削除の申出については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 5 第33条第4項の規定により施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成14年11月30日までとする。
- 6 附則第3項から前項までに掲げるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

附 則（平成17年6月29日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月11日条例第2号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月22日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月28日条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月19日条例第35号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日条例第31号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中江別市個人情報保護条例目次の改正規定（「第12条の2」を「第12条の3」に改める部分に限る。）、第8条第1項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第9条第2項の改正規定及び第12条の2の次に1条を加える改正規定 平成28年1月1日

（2）第2条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

附 則（平成28年3月29日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の江別市情報公開条例及び江別市個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる不服申立てについて適用し、同日前にされた不服申立てについては、なお従前の例による。